

(仮称) 静岡市商業振興条例の骨子案について、 市民の皆さんのご意見を募集します。

静岡市では、本市の商業の活性化を目指し、商業振興に関する基本理念等を定める「(仮称) 静岡市商業振興条例」の策定に向けた検討を行っています。このたび条例の骨子案をとりまとめましたので、下記により市民の皆様から、ご意見を募集します。

記

1 意見募集期間

平成22年11月22日(月)から平成22年12月21日(火)まで

2 閲覧(配布)場所

- ・静岡市経済局商工部商業労政課(静岡市役所清水庁舎5階)
- ・各区の市政情報コーナー
- ・各生涯学習施設

※市ホームページからも閲覧可能

3 閲覧(配布)資料

- ・(仮称)静岡市商業振興条例骨子案
- ・意見応募用紙

4 意見の提出方法

平成22年12月21日(火)までに、意見応募用紙を静岡市商業労政課まで郵便(※平成22年12月21日(火)必着とさせていただきます。)又はファクシミリでお送りいただくか、直接お持ちください。市ホームページからの電子メールの送信も可能です。

<郵送の場合の宛先>

〒424-8701

静岡市清水区旭町6番8号

静岡市経済局商工部商業労政課

ファクシミリ 054-354-2132

ホームページ <http://www.city.shizuoka.jp/deps/shogyorousei/index.html>

5 問い合わせ先

静岡市経済局商工部商業労政課 商業・まちなか活性化担当

電話 054-354-2306

(仮称) 静岡市商業振興条例骨子案

(1) 目的

この条例は、商業の振興に関し、基本理念を定め、事業者、商店街団体、地域経済団体、市及び市民の責務等を明らかにするとともに、市の施策の基本となる事項を定めることにより、人口構造及び産業構造の変化等に適切に対応して、市の商業の活性化を図り、もって市の持続的な発展に寄与することを目的とします。

この条例の目的を定めます。

この条例では、本市の商業の振興を図るために、商業の振興の基本理念、関係者の責務（期待される役割）及び市の商業の振興の施策の基本となる事項を定めます。

この条例に位置付けた基本理念に基づいて施策を推進することにより、将来の人口構造の変化（高齢化、少子化、生産年齢人口縮減など）及び産業構造の変化（グローバル化、知識経済化など）等に適切に対応しながら市の商業の活性化を図り、そのことにより本市の持続的な発展に寄与することを目的としています。

(2) 定義

この条例における用語の定義を、次のとおり規定します。

- ①事業者 市内において、小売業、サービス業等の商業活動を営む個人又は法人その他の団体をいいます。
- ②大型店 大規模小売店舗立地法（平成 10 年法律第 91 号）第 2 条第 2 項に規定する大規模小売店舗をいいます。
- ③商店街 小売業、サービス業等の店舗が集まり、又は連なる地域をいいます。
- ④商店街団体 商店街振興組合法（昭和 37 年法律第 141 号）に規定する商店街振興組合、中小企業等協同組合法（昭和 24 年法律第 181 号）第 3 条第 1 号に規定する事業協同組合及び一定の区域内における主として中小小売商業者により組織された法人その他の団体のうち市長が適当と認めたもので、市の区域内の商店街で活動を営むものをいいます。
- ⑤地域経済団体 商工会議所法（昭和 28 年法律第 141 号）に規定する商工会議所、商工会法（昭和 35 年法律第 89 号）に規定する商工会、中小企業等協同組合法第 70 条に規定する県中小企業団体中央会その他市の区域内における商業活動の発展に寄与することを目的とする法人その他団体で、市の区域内に事務所があるものをいいます。
- ⑥市民 市内に居住し、通学し、又は通勤する個人及び市内において事業又は活動を行う個人、法人その他の団体をいいます。

この条例で使われる用語の定義を定めます。

「事業者」は、市内で、小売業、サービス業等の商業活動を営む全ての方を指しています。そのうち、大規模小売店舗立地法に規定する大規模小売店舗を「大型店」として定義しています。「商店街」は、「事業者」が営む小売業、サービス業等の店舗（主に中小の店舗）が集積している地域のことを指します。「商店街団体」は、静岡市内の商店街で活動する商店街振興組合やその他の主に中小小売事業者により組織された法人その他の団体を指します。「地域経済団体」は、商工会議所、商工会、県中小企業団体中央会等の団体を想定しています。「市民」には、市内に住む住民だけでなく、市内に通勤、通学、あるいは市内で事業や活動を行う方も含んでいます。

（3）基本理念

- ① 商業の振興は、事業者が、市民の需要に基づいて、創意工夫と自助努力により自らの事業の充実を図るとともに、商店街団体、地域経済団体及び市が連携して商業の質の向上に努め、市民生活の向上、地域経済の活性化及び市の魅力向上に寄与することを目指して推進するものとします。
- ② 商業の振興は、商業がまちづくりと相互に影響し合う存在であるという認識のもと、地域特性に応じた魅力あるまちづくりを推進するためにふさわしい良好な商業環境が形成されることを目指して推進するものとします。
- ③ 商業の振興は、市民の理解と協力のもと、事業者、商店街団体、地域経済団体及び市が、それぞれの責務や役割を自覚するとともに、互いの責務や役割に対する理解を深め、協働して推進するものとします。

商業の振興に関する基本的な考え方を示します。

①は、商業の主役である事業者が、市民の需要に基づいて、創意工夫と自助努力により自らの事業の充実を図るとともに、関係者がそれぞれの立場から、協力して市の商業の質の向上に取り組んでいく姿勢を示したものです。

②は、商業とまちづくりが相互に影響し合う存在であるという認識のもと、市内の各地域の特性（都心、地域拠点など）に応じた魅力あるまちづくりを推進するために、それにふさわしい商業環境が形成されることを目指して取り組んでいく姿勢を示したものです。

③は、本市の商業の振興のためには、事業者、商店街団体、地域経済団体及び市等の関係者が、それぞれ果たすべき責務や役割を自覚し、自主性を相互に尊重しながら、課題の解決に向けて、協働（関係者が、それぞれ自らの果たすべき役割及び責務を自覚して、自主性を相互に尊重しながら、協力し合い、又は補完し合うこと）することが重要であるという考え方を示したものです。

(4-1) 関係者の責務等：事業者の責務

- ① 事業者は、自らが商業の活性化を担う主体であることを認識し、創意工夫及び自助努力により、経営基盤の強化及び経営の革新に努めるものとします。
- ② 事業者は、常に情報の収集等を行うことにより社会環境の変化の積極的な把握に努め、その供給する商品及びサービスについて、品質その他の内容の向上に努め、もって消費者の需要に応えるよう努めるものとします。
- ③ 事業者は、地域社会を構成する一員としての社会的責任を果たし、地域社会の発展に協力するように努めるものとします。
- ④ 商店街の区域内で事業を営む事業者は、商店街団体への加入その他の方法により、商店街団体が商店街の活性化を目的に行う活動に協力し、商店街の活性化に寄与するよう努めるものとします。
- ⑤ 事業者は、地域経済団体及び市が行う商業の振興のための施策に協力するよう努めるものとします。
- ⑥ 大型店を設置する事業者は、①から⑤までの各項目に加え、当該店舗に期待される社会的責任の重要性を認識して、地域社会と調和を図るため、それぞれの立地環境を考慮して、周辺地域の生活環境の保持のための適正な配慮を行うとともに、市が目指すまちづくりに対する理解と配慮に努め、地域社会の健全な発展のために、自ら積極的に地域貢献活動を推進するよう努めるものとします。

事業者に期待される責務を定めます。

事業者は、商業の直接的な担い手であり、その事業活動によって市の商業の動向は大きく左右されます。そこで、まず、事業者の皆さん自身が、経営基盤の強化（資金、人材、設備等の経営資源を充実し経営の安定を図ること）と経営の革新（新しい商品やサービスの開発などにより経営の向上を図ること）を図ることが期待されます。

さらに、地域社会に密着して事業を営んでいることから、地域社会を支える重要な一員としての責務を果たすことが期待されます。具体的には、地域社会の発展への協力、商店街活性化のために行う活動等への積極的な協力などが期待されます。

また、大型店は、多数の顧客を集めるとともに大量の商品の流通の拠点であり、その役割や周囲に与える影響が中小の小売店舗に比べて大きいと考えられることから、大型店を営む事業者には、事業者全般に期待される責務に加えて、それぞれの立地の特性に配慮して、周辺地域の生活環境を保持するための適正な配慮をすることが期待されます。さらに、市のまちづくりについて理解と配慮に努め、地域社会の健全な発展のために自ら積極的に地域貢献のための活動を行うことが期待されます。

(4-2) 関係者の責務等：商店街団体の責務

- ① 商店街団体は、市民の需要に基づき、会員が相互に連携して、商店街の魅力向上及び活性化の推進に努めなければなりません。
- ② 商店街団体は、商店街がそれぞれの立地特性に基づいて、高次都市機能の集積拠点、又はコミュニティの拠点としてそれぞれが果たす役割と責任を認識し、広域的な賑わいや交流の促進、地域環境への配慮、地域の安全確保及び防災対策等の活動を行うことにより、豊かな地域社会の実現に貢献するよう努めなければなりません。
- ③ 商店街団体は、地域経済団体及び市が行う商業の振興のための施策に協力するよう努めなければなりません。

商店街団体に期待される責務を定めます。

商店街団体には、商業活動を営む団体として、市民の需要に基づいて、会員が相互に連携して、商店街の魅力向上や活性化に努めることが期待されます。

また、それぞれの特徴（都心、地域等）に基づいて、都市機能が集まる拠点として、又はコミュニティの拠点として、にぎわいや交流の促進、地域環境への配慮、地域の安全確保や防災対策等を行うことにより、豊かな地域社会の実現に貢献することが期待されます。

(4-3) 関係者の責務等：地域経済団体の責務

地域経済団体は、それぞれの設立の目的に基づいて、商業に関する調査研究、相談・指導、組織強化等を行うことにより、事業者及び商店街団体に対する支援を積極的に行うとともに、市その他の関係機関と協力して商業の振興に努めなければなりません。

地域経済団体に期待される責務を定めます。

地域経済団体は、経済活性化のための活動を専門的に行う、地域経済の発展にとって重要な役割を果たす団体です。具体的には、市やその他の関係機関と協力して、それぞれの設置の根拠法令等に定める、調査研究、相談・指導、組織強化等の活動を行うことにより、事業者や商店街団体が行う様々な活動に対して、積極的に支援することが期待されます。

(4-4) 関係者の責務等：市の責務

- ① 市は、この条例の目的を達成するため、商業の振興に関する施策を総合的に推進しなければなりません。
- ② 市は、商業の振興に関する施策の推進に当たっては、国、県、地域経済団体その他の関係機関と連携を図らなければなりません。

市の責務を定めます。

市は、この条例の目的を達成するために、商業の振興のために必要な様々な施策や事務事

業を総合的に推進しなければなりません。市が行う施策の具体的な内容については、（５－１）から（５－７）の「商業の振興の推進に関する基本的施策」において定めます。

商業の振興については、国、県、地域経済団体、その他の様々な関係機関がそれぞれの設立目的や立場から、様々な支援を行っています。市は、効果的かつ効率的に施策を推進するために、これらの関係機関・団体と連携を図らなければなりません。

（４－５）関係者の責務等：市民の理解と協力

- ① 市民は、まちづくりの担い手の一員として、本市の商業が、市民生活の向上、地域経済の発展及び良好なまちづくりの推進に寄与していることを理解し、事業者が、市民の需要に基づき、創意工夫と自助努力により提供する良質な商品及びサービス、並びにその提供主体である事業者を評価するなどして、その質の向上及び健全な発展に協力するよう努めるものとします。
- ② 市民は、まちづくりの担い手の一員として、地域経済団体及び市が行う商業の振興のための施策について理解し協力するよう努めるものとします。

商業の振興には、市民の理解と協力が必要であることを示します。

商業は、市民の日々の生活を支えていることから、そのあり方は市民生活にも大きな影響を与えます。そこで市民は、消費者として、またまちづくりの担い手として、商業のあり方やその発展について関心を持ち、その健全な発展に対して理解を示すことが期待されます。

また、事業者が提供する良質な商品及びサービスなどを積極的に評価して、自らの消費行動が市の商業の健全な発展につながるよう、出来る範囲で協力することが期待されます。

（５－１）商業の振興の推進に関する基本的施策：基本計画の策定

- ① 市は、この条例の目的を達成するため、市の総合計画等と整合を図りながら、商業振興施策に関する基本的な計画（以下「基本計画」という。）を策定しなければなりません。
- ② 基本計画は、商業振興施策の目標、方針・方策等について定めるものとします。
- ③ 市は、商業を取り巻く社会経済状況の変化及び新たな行政需要に対応できるように、基本計画に検討を加えるものとします。
- ④ 市は、基本計画を策定し、又は変更するときは、あらかじめ、（仮称）静岡市商業振興審議会の意見を聴かなければなりません。
- ⑤ 市は、基本計画を策定し、又は変更しようとするときは、事業者、商店街団体、地域経済団体及び市民の意見を反映できるよう、必要な措置を講じなければなりません。
- ⑥ 市は、基本計画を策定し、又は変更したときは、これを公表しなければなりません。

ここでは、1～4に定める基本的な考え方に基づいて、商業の振興のための施策の基本となる事項を定めます。

まず、この条例の目的を達成するため、市の総合計画等と整合を図りながら、商業振興施策に関する基本的な計画を策定します。基本計画は、商業振興施策の目標、方針、具体的方策等について定めるもので、中期的な施策を対象としています。

市は、商業を取り巻く社会経済状況の変化及び新たな行政需要に対応できるように、基本計画に検討を加えるものとします。

基本計画を策定し、又は変更するときは、あらかじめ（仮称）静岡市商業振興審議会の意見を聞くとともに、事業者、商店街団体、地域経済団体及び市民の意見を反映できるよう、必要な措置を講じなければなりません。また、基本計画を策定し、又は変更したときは、これを公表しなければなりません。

（５－２）商業の振興の推進に関する基本的施策：良好な商業環境の形成

市は、魅力あるまちづくりを推進するためにふさわしい良好な商業環境が形成されるように、市の総合計画等のまちづくりに関する諸計画との整合を図りながら、適切な商業集積の形成等に関して必要な措置を講じるよう努めるものとします。

市民にとって便利で暮らしやすく快適な、魅力あるまちづくりを推進するためにふさわしい、良好な商業環境が形成されるように、市は、市の総合計画やまちづくりに関する諸計画との整合を図りながら、適切な商業集積の形成等に関して必要な措置を講じるよう努めるものとします。

（５－３）商業の振興の推進に関する基本的施策：多様な主体の連携・協働

市は、効果的な商業の振興を図るため、商業の振興に関わる関係者の協働による取組が促進されるように必要な措置を講じるよう努めるものとします。

商業の振興を効果的に図っていくためには、商業に関わる関係者が協働して、地域発意の取組を推進していくことが必要であると考えられます。市は、商業の振興に関わる様々な関係者間の協働が促進されるように必要な措置を講じるように努めるものとします。

（５－４）商業の振興の推進に関する基本的施策：地域特性に応じた取組の推進

市は、都心や地域拠点といった市内各地域の特性や課題に応じた取組が促進されるよう、関連計画等とも整合を図りながら、必要な措置を講じるよう努めるものとします。

市内には、静岡地区、清水地区の両都心や、市民の日々と密接な関わりを持つ地域拠点等の様々な地域特性を持った商業集積があります。市は、このような都心や地域拠点といった

市内各地域の特性や課題を踏まえ、それらに応じた取組が促進されるように、関連計画等（静岡市中心市街地活性化基本計画等）とも整合を図りながら、必要な措置を講じるよう努めるものとします。

（５－５）商業の振興の推進に関する基本的施策：地域貢献の促進

市は、事業者、とりわけ大型店を設置する事業者による地域貢献の取組が促進されるように必要な措置を講じるよう努めるものとします。

事業者、とりわけ大型店を設置する事業者には、（４－１）で定めたような社会的責任を果たすことが期待されています。そこで、市は、事業者が自主的に行う地域貢献活動が促進されるよう必要な措置を講じるよう努めるものとします。

（５－６）商業の振興の推進に関する基本的施策：商店街団体の活動の促進

市は、商店街団体が、市民の需要に基づいて行う、商業集積としての商業機能の充実のための取組並びに商店街の立地特性に基づく高次都市機能の集積拠点及びコミュニティの拠点としての地域活性化のための取組が促進されるように必要な措置を講じるよう努めるものとします。

商店街には、個店の集合である商業集積としての役割と、商店街が位置する地域のコミュニティの拠点としての役割があると考えられます。

そこで、市は、商店街団体が、市民の需要に基づき行う、商業機能を充実するための取組や高次都市機能の集積拠点又はコミュニティの拠点としての地域活性化のための取組が促進されるように必要な措置を講じるよう努めるものとします。

（５－７）商業の振興の推進に関する基本的施策：事業者の経営基盤の強化と経営革新の促進

市は、事業者の経営基盤の強化及び経営の革新が促進されるように必要な措置を講じるよう努めるものとします。

商業の振興のためには、まずその主役である事業者による事業活動が発展することが必要です。

そこで、市は、事業者が自主的に行う経営基盤の強化（資金、人材、設備等の経営資源を充実し経営の安定を図ること）及び経営の革新（新しい商品やサービスの開発などにより経営の向上を図ること）が促進されるように必要な措置を講じるよう努めるものとします。

(6) (仮称) 静岡市商業振興審議会

- ① 商業の振興に関する市の施策の総合的な推進を図るため、(仮称) 静岡市商業振興審議会(以下「審議会」という。)を置きます。
- ② 審議会は、市の商業の振興及び商業の振興のための施策の推進に関する重要な事項を審議します。
- ③ 審議会は、委員12人以内をもって組織します。
- ④ 委員は、学識経験がある者、事業者又は商店街団体を代表する者、地域経済団体を代表する者、市民、その他市長が適当と認めた者のうちから、市長が委嘱します。
- ⑤ 市長は、市民委員を選任するに当たっては、公募の方法によるよう努めるものとします。
- ⑥ 委員の任期は、2年とします。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とします。
- ⑦ 委員は、再任されることができます。
- ⑧ 審議会の組織及び運営に関する事項は、規則で定めます。

(仮称) 静岡市商業審議会の設置とその役割について定めます。

本市の商業振興施策を総合的に推進するために、(仮称) 静岡市商業振興審議会を設置します。審議会は、市の商業振興及び商業振興施策の推進に関する重要な事項、例えば(5-1)に定める基本計画の策定や変更に関すること等について審議します。

審議会は、任期2年の委員12人以内(学識経験者、事業者又は商店街団体の代表者、地域経済団体の代表者、市民等から市長が委嘱する)で構成されます。なお、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とし、委員は再任されることができます。

審議会の組織及び運営に関する事項は、別に規則で定めます。規則で規定する事項は、会長及び副会長(選出方法、会長の役割、代理)、会議(招集、会議成立要件、議決方法、関係者からの意見聴取、部会の設置)、審議会の庶務の担当、委任を想定しています。

(7) 委任

この条例の施行に関して必要な事項は、市長が定めます。

(8) 附則

この条例の施行日を定めます。

平成23年4月1日の施行を予定しています。

※条例骨子案の内容<骨格図>

(1) 目的
 市民生活、地域経済、まちづくりにとって重要な商業の振興を図るために、商業の振興の基本理念、関係者に期待される役割、市の商業振興施策の基本となる考え方を定める。
 商業の振興を図ることによって本市を取り巻く人口構造や産業構造の変化等に適切に対応し、本市の持続的な発展に寄与することを目的とする。

(3) 基本理念
 ○事業の充実、商業の質の向上
 ○魅力あるまちづくりにふさわしい商業環境形成
 ○関係者の協働

(2) 定義
 ○事業者
 ○大型店
 ○商店街
 ○商店街団体
 ○地域経済団体
 ○市民

(4-1) 事業者の責務

- 経営基盤の強化及び経営の革新
- 商品やサービス内容の向上
- 地域社会との調和
- 商店街団体への協力
- 市等の施策への協力<大型店>
- 生活環境への配慮、まちづくりへの理解と配慮、積極的な地域貢献活動の推進

(4-2) 商店街団体の責務

- 商店街の活性化
- それぞれの立地特性(都心・地域拠点等)に基づいた、豊かな地域社会の実現に向けた貢献
- 市等の施策への協力

(4-3) 地域経済団体の責務

- 事業者及び商店街団体に対する支援
- 市等との協力

(4-4) 市の責務

- 商業振興施策の総合的推進
- 国、県、地域経済団体等との連携

(4-5) 市民の理解と協力

- 商業の重要性の認識と、健全な発展への協力(良質な商品・サービスとそれを提供する事業者への評価等)
- 市等の施策への理解

(5) 商業の振興に関する基本的施策

(5-1) 基本計画の策定

基本的 施策	(5-2) 良好な商業環境の形成
	(5-3) 多様な主体の連携・協働
	(5-4) 地域特性に応じた取組の推進
	(5-5) 地域貢献の促進
	(5-6) 商店街団体の活動の促進
	(5-7) 事業者の経営基盤の強化と経営革新の促進

(6) (仮称) 静岡市商業振興審議会

- 設置
- 所掌事務
- 組織
- 委員の任期
- 規則への委任

(7) 委 任

(8) 附 則